資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一千六百万円、資本準備金の額を金一千八百万円減少し、それぞれ金二千万円、金八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年十二月二十日

愛知県豊明市西川町笹原二番地七

有限会社セーコ

代表取締役　林　麻樹

定款変更につき通知公告及び全部取得条項付種類株式取得につき通知公告

当社は、平成二十八年十二月十五日開催の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」）及び普通株主による種類株主総会の特別決議に基づき、定款を変更して当社が発行している普通株式につき株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定め（以下、「全部取得条項」）を設けることになりました旨、会社法第百十六条第四項に基づき公告します。なお、当該定款変更の効力発生日は、平成二十九年三月三十一日です。

また、本臨時株主総会の特別決議により、平成二十九年三月三十一日、全部取得条項付種類株式につき、その全部を当社が取得することにいたしましたので、会社法第百七十二条第三項に基づき公告します。

平成二十八年十二月二十日

秋田県仙北市田沢湖玉川字渋黒沢国有林三〇一四林班ロ小班　株式会社玉川温泉

代表取締役　関　雅文

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年一月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十二月二十日

茨城県常総市新井木町一番地五

有限会社フラワー調剤

代表取締役　池田　直孝

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十二月二十日

大阪府東大阪市布市町三丁目五三五番地一

高栄運輸株式会社

代表取締役　正木　清隆

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年一月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十二月二十日

大阪市平野区加美東三丁目二番二一号

合同東邦株式会社

代表取締役　稲葉　豊

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十二月二十日

神戸市長田区大塚町二丁目一番一四号

株式会社上田観正会能楽堂

代表取締役　銕本　貴弘

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年一月二十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年十二月二十日

山形県西置賜郡小国町大字岩井沢七六五番地

小国開発株式会社

代表取締役　柿崎　清

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるイヴァン・ローレンス・ソレンティノが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十二月二十日

千葉市花見川区幕張町五丁目四一七番一七号エステ・シティ海浜幕張一―三〇八号

ユナイテッド・パブリッシャーズ・サービシズ・リミテッド

日本における代表者　イヴァン・ローレンス・ソレンティノ

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である木村明が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十二月二十日

横浜市鶴見区馬場五丁目一七番二三号

ビズプラザ・ドット・ジェーピー・インク

日本における代表者　木村　明

限定承認公告

本籍東京都江東区東砂二丁目五七番地、最後の住所千葉県松戸市常盤平五丁目二五番地の三七Ｇｒａｎｄ　Ｓｏｌｅｉｌ三〇一号

被相続人　亡　青柳　仁

右被相続人は平成二十八年八月一日死亡し、その相続人は平成二十八年十二月七日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

千葉県松戸市常盤平五丁目二五番地の三七

Ｇｒａｎｄ　Ｓｏｌｅｉｌ三〇一号

限定承認者　笹原　弘美

限定承認公告

本籍千葉県市原市青葉台七丁目八番地一七、最後の住所千葉県市原市青葉台七丁目八番地一七

被相続人　亡　栗原　勝

右被相続人は平成二十八年十月十日死亡し、その相続人は平成二十八年十一月三十日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十日

千葉県市原市青葉台七丁目八番地一七

相続財産管理人　栗原三重子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二千八百万円減少し、金五十一億四千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十八年八月二十九日付官報の号外第一九〇号二十六頁に旧商号北浜特定目的会社として掲載されているとおりです。

平成二十八年十二月二十日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

北浜東銀河特定目的会社

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条の規定に基づき優先資本金の額を金四千万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十八年十二月十四日付官報の号外第二七六号六十二頁に掲載されています。

平成二十八年十二月二十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

RSIC Tokyo Residence 1等花田形冷社

取締役　鄭　武壽

訂正公告

平成二十八年八月二十九日（号外第一九〇号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、乙の決算公告、流動資産「61,599」とあるは「40,393」、固定資産「5,447」とあるは「5,599」、合計「67,047」とあるは「45,993」、流動負債「37,895」とあるは「13,437」、株主資本「6,572」とあるは「9,975」、利益剰余金「42,927」とあるは「42,927」、その他利益剰余金「42,927」とあるは「475」、「（うち当期純損失）　（2,927）」とあるは「（うち当期純利益）　（475）」、合計「67,047」とあるは「45,993」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十八年十二月二十日

東京都渋谷区渋谷一丁目一番七号

（甲）服田ホールディングス株式会社

（旧商号　株式会社シンプル）

代表取締役　服田　伸人

東京都渋谷区渋谷一丁目一番七号

（乙）株式会社ＴＯＰ　Ｌｉｆｅ　ｉｎ　ｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ

代表取締役　服田　主税

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月二十日付第二八一号　六四ページ●同日付政府調達第二三八号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）